

第113号議案

島根県認定こども園の認定基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、認定こども園の認定の基準その他必要な事項を定めるものとする。

(認定こども園の種類)

第2条 法第6条第2項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）の種類は、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園とする。

(幼保連携型認定こども園)

第3条 幼保連携型認定こども園は、幼稚園及び保育所のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、当該施設を構成する幼稚園において幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第79条の規定に基づき幼稚園の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。以下同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育（以下「幼稚園教育」という。）を行い、及び当該施設を構成する保育所において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する幼児（以下「保育に欠ける幼児」という。）に対する保育を行うほか、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 当該施設を構成する保育所において、満3歳以上の子どもに対し、学校教育法第78条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているもの
- (2) 当該施設を構成する保育所に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うもの

(幼稚園型認定こども園)

第 4 条 幼稚園型認定こども園は、次の各号のいずれかに該当する施設とする。

(1) 幼稚園教育を行うほか、当該幼稚園教育のための時間の終了後、保育に欠ける幼児に該当する者に対する保育を行う幼稚園

(2) 幼稚園及び認可外保育施設（児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするものをいう。以下同じ。）のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの

ア 当該施設を構成する認可外保育施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第78条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり、当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているもの

イ 当該施設を構成する認可外保育施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うもの

(保育所型認定こども園)

第 5 条 保育所型認定こども園は、保育に欠ける幼児に対する保育を行うほか、当該保育に欠ける幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第78条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所とする。

(地方裁量型認定こども園)

第 6 条 地方裁量型認定こども園は、保育に欠ける幼児に対する保育を行うほか、当該保育に欠ける幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第78条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う認可外保育施設とする。

(認定の基準)

第 7 条 法第3条第1項第4号又は同条第2項第3号の条例で定める認定の基準は、次条から第13条までに定めるとおりとする。

(認定こども園長の基準)

第8条 認定こども園の長（以下「園長」という。）に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 園長として1人を置くこと。
- (2) 園長は、認定こども園が子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を提供する機能を総合的に発揮するために必要な管理運営の能力を有する者としてすること。

2 園長は、幼稚園、保育所又は認可外保育施設の長がこれを兼ねることができる。

（職員配置の基準）

第9条 職員のうち保育に従事する者の配置の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる数となるよう規則で定めるところにより計算して得られた人数とする。ただし、常時2人を下回ってはならない。

- (1) 満1歳に満たない子ども おおむね3人につき1人以上
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない子ども おおむね6人につき1人以上
- (3) 満3歳以上の子どものうち、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する者（以下「短時間利用児」という。） おおむね35人につき1人以上
- (4) 満3歳以上満4歳に満たない子どものうち、保育所と同様に1日に8時間程度利用する者（以下「長時間利用児」という。） おおむね20人につき1人以上

(5) 満4歳以上の子どものうち、長時間利用児 おおむね30人につき1人以上

2 短時間利用児及び長時間利用児に共通の4時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」という。）における基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 満3歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに担当職員（以下「学級担任」という。）を1人以上置くこと。
- (2) 知事が特に必要と認める場合を除き、1学級の子どもの数は、35人以下とすること。

（職員の資格の基準）

第10条 職員の資格の基準は、次のとおりとする。

- (1) 職員のうち満3歳に満たない子どもの保育に従事する者は、保育士の資格を有する者とする。
- (2) 職員のうち満3歳以上の子どもの保育に従事する者は、幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者とする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員免許状を有する者とする。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって知事が必要と認めるときは、この限りでない。
- (4) 第2号の規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち長時間利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者とする。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって知事が必要と認めるときは、この限りでない。

(施設設備の基準)

第11条 法第3条第2項に規定する幼稚園及び保育所等の設置の基準は、幼稚園及び保育所等のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が、同一の敷地内又は隣接する敷地内にあることとする。ただし、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすときは、この限りでない。

- (1) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
 - (2) 子どもの移動時の安全が確保されること。
- 2 認定こども園の園舎の面積（満3歳に満たない子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳に満たない子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設及び設備の面積並びに満2歳に満たない子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設及び設備の面積を除く。第4項において「園舎の面積」という。）の基準は、次の表の左欄に掲げる学級数に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる面積とする。

学級数	面積
1学級	180平方メートル
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル

3 認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室並びに満2歳に満たない子どもの保育を行う場合にあつては乳児室又はほふく室を設けるものとし、その基準は、次のとおりとする。

(1) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上とすること。

(2) 屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準をいずれも満たすものとする。

ア 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。

イ 次の表の左欄に掲げる学級数に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる面積に、満2歳以上満3歳に満たない子どもについてアにより算定した面積を加えた面積以上であること。

学級数	面積
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル

(3) 調理室は、子どもに食事を提供するのに必要な機能を有すること。

(4) 乳児室及びほふく室の面積は、満2歳に満たない子ども1人につき、乳児室にあつては1.65平方メートル以上、ほふく室にあつては3.3平方メートル以上とすること。

4 第2項並びに前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、既存施設（幼稚園又は保育所等として既に利用されている施設をいう。）の園舎の面積及び保育室又は遊戯室の面積並びに屋外遊戯場の面積の基準は、次に掲げる認定こども園の種類に応じ、当該各号に掲げる規定によるものとする。

(1) 幼保連携型認定こども園又は地方裁量型認定こども園 第2項又は前項第1号及び同項第2号ア又はイ

(2) 幼稚園型認定こども園 第2項及び前項第2号イ

(3) 保育所型認定こども園 前項第1号及び第2号ア

5 屋外遊戯場は、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合で次の各号に掲げる要件をいずれも満た

すときは、当該認定こども園の付近にある適当な場所にこれを代えることができる。

- (1) 子どもが安全に利用できる場所であること。
- (2) 利用時間を日常的に確保できる場所であること。
- (3) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。
- (4) 第3項第2号又は前項各号の規定による屋外遊戯場の面積の基準を満たすこと。

6 第3項第3号の規定にかかわらず、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合にあっては、規則で定める要件を満たすときに限り、満3歳以上の子どもに対する食事の提供を当該認定こども園以外の場所において調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、調理室には、調理のための加熱、保存等の機能を有する設備を備えるものとする。

(教育及び保育の内容の基準)

第12条 認定こども園における教育及び保育の内容の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 幼稚園教育要領及び保育所保育指針(保育所の保育内容に関して厚生労働省が定める指針をいう。)の目標が達成されるものであること。
- (2) 集団生活の経験年数が異なる子どもがいることその他の認定こども園に固有の事情に配慮したものであること。
- (3) 教育及び保育を一体的に提供するための全体的な計画が編成され、及びこれに基づく指導計画が作成されていること。
- (4) 小学校教育との連携が図られるものであること。

(管理運営等の基準)

第13条 認定こども園における管理運営に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 多様な機能を一体的に提供するため、園長がすべての職員の協力を得て管理運営する体制が整備されていること。
- (2) 子どもの教育及び保育に従事する者の資質の向上が図られる体制が整備さ

れていること。

- (3) 児童福祉法第39条第1項に規定する乳児又は幼児（以下「保育に欠ける子ども」という。）に対する保育時間は、子どもの保護者の労働時間、家庭の状況等を考慮して定めたものであること。
- (4) 開園日数及び開園時間は、保育に欠ける子どもに該当する者に対する保育を適切に提供できるよう保護者の就労の状況その他地域の実情に応じて園長が定めたものであること。
- (5) 保護者が施設の選択を適切に行うために必要な情報開示の体制が整備されていること。
- (6) 入園する子どもの選考が公正に行われる体制が整備されていること。
- (7) 子育ての相談、親子の集いの場の提供その他の子育て支援事業を実施する体制が整備されていること。
- (8) 耐震、防災、防犯等について、子どもの健康及び安全を確保できる体制が整備されていること。
- (9) 認定こども園において、子どもに負傷その他事故が発生した場合の補償を円滑に行うことができる体制が整備されていること。
- (10) 自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価をし、及びその公表をすることにより、教育及び保育の質の向上を図る体制が整備されていること。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。